

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

幕別町アイヌ施策推進地域計画

令和4年3月10日認定

変更後	変更前
1. ～ 5. (略)	1. ～ 5. (略)
6. 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－1及び4－2と同じ 事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>32,697</u> 千円 (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>8,358</u> 千円 (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4と同じ 事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>943,197</u> 千円	6. 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－1及び4－2と同じ 事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>35,067</u> 千円 (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>8,939</u> 千円 (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4と同じ 事業期間：令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付） 事業費： <u>942,058</u> 千円
7. ～ 8. (略)	7. ～ 8. (略)

幕別町アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

幕別町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道幕別町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

幕別町の白人(アイヌ語地名:チロツト)出身のアイヌであり、のちにコタンにおける教育や農業等の指導者となる故吉田菊太郎(1896年～1965年)は、早くからアイヌ民族の生活や社会的地位の向上、そしてアイヌ文化の保存のため、本町のみならず十勝地方、全道へと範囲を広げて活動、1959年には「アイヌ文化を正しい姿で後世に残す」ことを目的として蝦夷文化考古館を建設した。同館は道内に数軒しかないアイヌ民族が建てた資料館の一つで、それ自体が貴重な歴史的建造物であるとともに、近現代のアイヌ民族の歴史を紐解くことができる貴重な資料が多数展示・収蔵されており、本町におけるアイヌ文化の継承や情報発信の拠点となっている。

吉田氏の精神を引き継ぎ、現代の幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会は、様々な活動を積極的に取り組んでいる。アイヌ民族が古くから有用植物として利用してきたガマの葉や菱の実の採集を毎年行い、幕末の十勝地方の産物であったものの近年作製する技術が途絶えていたアットウシの製作(復興)にも取り組んでいる。また、児童や町民に向けた伝統料理作りや刺繍体験等、アイヌ文化の普及事業を実施している。

このように、本町には協会や保存会の活動により、アイヌの歴史を学ぶ場や伝統文化を体験する機会が一定程度はあるものの、蝦夷文化考古館は老朽化が著しく、①建物と収蔵資料の保存修復、②適切な環境下における資料の展示と収蔵、③収蔵資料の調査研究とその成果の情報発信(わかりやすい展示の作製及び行事の開催)が急務となっており、さらに、協会及び保存会員の高齢化や活動拠点となっている千住生活館の老朽化によって、アイヌ文化等の担い手の育成や日常的な利用に支障をきたしている。また、本町におけるアイヌの歴史・文化についての情報発信や学校教育との連携、子ども達へのコミュニティ活動の場の提供等はまだまだ十分とは言えないのが現状である。そして、本町だけではなくアイヌ民族全体として、曾祖父母あるいは祖父母の世代でアイヌの伝統的な生活様式や言語、文化の継承が途絶えた家系では、「民族的な文化を継承していない。アイヌ語も話せない。」という意識を持つ若い人々が数多くおり、アイヌ文化等の次世代へ承継が大きな課題となっている。

本町は、これまでアイヌであることを積極的には名乗っていない方々を含め、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指し、上記にあげた様々な課題を町民とともに解決するため、アイヌ施策を積極的に推進する必要がある。

※アイヌ関連団体(会員数は令和7年4月1日時点)

・幕別アイヌ協会(設立:平成8年4月、代表者:山下のぶ子、会員数:9人)

・マクンベツアイヌ文化伝承保存会

(設立:平成 17 年5月、代表者:廣川昌嘉、会員数:9人)

※アイヌ文化等関連施設

・幕別町千住生活館

所在:中川郡幕別町字千住 113 番地4

現況:昭和 38 年 11 月落成。刺繍体験等、地域住民の活動の場。

・幕別町蝦夷文化考古館

所在:中川郡幕別町字千住 114 番地1

現況:昭和 34 年 11 月完成。昭和 41 年1月に吉田菊太郎氏のご遺族から幕別町に寄贈。

吉田氏が幕別・十勝を中心に広く蒐集した民具、氏自身が残した文書や明治期共有財産(土地)の文書等 1700 点以上展示、収蔵。

・幕別町ふるさと館

所在:中川郡幕別町字依田 384 番地3

現況:昭和 54 年 10 月設立。アイヌ関連の資料・民具の展示(一部)。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
KPI	①体験講座 参加者数 ②伝承講座 参加者数	①講座等 参加者数 ②教員向け講座 参加者数	①展示会 入場者数	①施設利用者数 ②公営塾 参加者数
令和4年度 (基準年度)	①10 人／年間 ② -	①100 人／年間 ② -	①100 人／年間	① - ② -
令和5年度	① - ② -	①100 人／年間 ② -	①200 人／年間	① - ② -
令和6年度 (中間目標)	①30 人／年間 ② -	①120 人／年間 ② -	① -	① - ②20 人／年間
令和7年度	①40 人／年間 ②20 人／年間	①200 人／年間 ② -	①300 人／年間	① - ②40 人／年間

令和8年度 (最終目標)	①50 人／年間 ②30 人／年間	①250 人／年間 ② -	①500 人／年 間	①1200 人／年 間 ②60 人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■アイヌ文化伝承活動支援事業

- ・かつて幕別や十勝で行われていたアイヌの生活様式、舞踊等について、国内主要博物館の収蔵資料調査を実施し、文化伝承活動の基礎データとして活用する。
- ・チセの建設や有用植物の栽培、アイヌ文化伝承講座を行うなど、アイヌ文化の伝承活動に必要な環境整備や人材育成を行う。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化普及啓発事業

- ・幕別・十勝のアイヌ文化に関連する行事や学校への出前授業を行う。
- ・多機能型交流施設にコーディネーターを配置し、アイヌ民族の視点から各事業内容の企画とブラッシュアップを行い、近隣市町のアイヌ協会とも連携してアイヌ文化の普及促進を図る。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化情報発信事業

- ・多機能型交流施設の周知やアイヌ文化の振興及び普及啓発のため、多機能型交流施設のリーフレットの印刷・配布等を行う。
- ・町内公共施設等において、アイヌ文化に関する展示会を開催する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化拠点空間整備事業

- ・老朽化した千住生活館を解体し、伝承室を有する多機能型交流施設(生活館棟、展示館棟)を整備するとともに、隣接する蝦夷文化考古館の保存改修や、展示・収蔵資料の修復など展示機能の充実を図り、空間全体をアイヌ文化の情報発信・交流拠点として整備する。

■アイヌ高齢者コミュニティ活動支援事業

- ・幕別在住あるいは出身アイヌの記憶の聞き取りをアイヌの聞き手により行うことにより、アイヌ高齢者との交流及びグループ聞き取りによる高齢者同士の交流を促進する。また、聞き取った内容は文化伝承活動の基礎データとしても活用する。

■アイヌ文化学習推進事業

- ・アイヌ民族の子どもを含む小学生を対象に、アイヌ語やアイヌ文化などを題材とした公営塾を開設し学習支援を行う。

5 計画期間

令和4年4月1日の日から令和9年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容:4-1及び4-2と同じ

事業期間:令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付）

事業費: 32,697 千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容:4-3と同じ

事業期間:令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付）

事業費: 8,358 千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容:4-4と同じ

事業期間:令和4年度～令和8年度（事業スケジュールを添付）

事業費: 943,197 千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-3に記載する事業は、アイヌ文化の情報を様々な年齢層へ向けて発信することで、町民が日常的にアイヌ文化に触れその理解を深めることで、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援や、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2

号基準)

4の事業については、幕別町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること (第3号基準)

■事業の実施主体の特定

4の事業については、各事業の担当部署において事業者を検討しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の事業スケジュールのとおり明確となっている。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

各事業に設定しているKPIについて、実績値を公表する。また目標の達成状況等について外部有識者等による検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期:計画期間における毎年度3月末時点

内容:数値目標の達成状況について外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表する。